

質 問

今年度、大阪府においていくつかの補欠選挙が行われていますが、補欠選挙とは、どのような場合に行われるのでしょうか？

回 答

補欠選挙については、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員に関して公職選挙法（以下「法」という。）第113条に規定されています。補欠選挙は、選挙の結果、有効に議員の身分を取得した者が、後発的な事故等によりその職を失った場合に、その欠員を補充するために行われる選挙です。大阪府選挙管理委員会が今年度執行したのものとしては、平成18年8月6日に執行した大阪府議会議員東大阪市選挙区補欠選挙と同年10月22日に執行した衆議院小選挙区大阪府第9区選出議員補欠選挙があります。

なお、法には特別選挙として補欠選挙の他、再選挙に関する規定が設けられています。これら2つの選挙については、補欠選挙が議員の身分を取得した後に行われ、「議員の不足」を補う選挙であるのに対して、再選挙は、候補者の得票が法定得票数に達しない場合や選挙の期日後、議員の身分を取得するまでの間に被選挙権を喪失する場合など、「当選人の不足」を補う選挙という点で区別されます。

以下、今年度、大阪府選挙管理委員会が執行した府議会議員及び衆議院小選挙区選出議員の例を中心に補欠選挙について解説します。

辞職や死亡などにより議員に欠員が生じた場合は、法第111条の規定に基づき、その欠員が生じた日から5日以内に、まず選挙管理委員会に議員の欠員の通知がなされます。地方公共団体の議会の議員の場合は、議会の議長から当該市町村又は都道府県選挙管理委員会に、衆議院小選挙区選出議員の場合は、総

務大臣から都道府県知事を経て都道府県選挙管理委員会にそれぞれ通知されます。

通知を受けた選挙管理委員会においては、法第112条の繰上補充により当選人を定めることが可能であれば、その旨を選挙長に通知して、繰上補充の選挙会を開くこととなります。繰上補充とは補欠選挙を行わないで一定の資格、要件を有する者を当選人として補充する方法です。その方法についてですが、衆議院小選挙区選出議員や地方公共団体の首長の場合は、当選人と得票数が同数で、法第95条第2項によるくじの結果当選人とならなかったものがあるときは、その者の中から補充するというものです。地方公共団体の議会の議員の場合は、選挙期日後三ヶ月以内に欠員が生じたときに、法第95条第1項ただし書きの規定による法定得票数以上の得票者で当該選挙区において当選人とならなかったものがあるとき、これらの候補者の得票上位の者から補充することとなります。また欠員が三ヶ月経過後に生じた場合であっても、得票数が同数で法第95条第2項によるくじの結果当選人とならなかったものがあるときは、その者の中から補充することとなります。なお参議院選挙区選出議員の繰上補充も地方公共団体の議会の議員と同様の方法で行われます。

繰上補充により当選人が定めることができない場合は、補欠選挙が行われますが、補欠選挙が行われるためには、法第113条第1項に規定された議員定数の一定数以上の欠員が生じている必要があります。

都道府県議会議員の欠員の場合を例にとると、定数1人の選挙区では欠員が生じることに行われ、定数2人以上の選挙区では同一選挙区において欠員が2人以上に達したとき行われます。なお、市町村の議会の議員については、選挙区の定数（選挙区がないときは議員定数）の6分の1を超える欠員が生じた場合に行われます。衆議院小選挙区選出議員の場合は欠員が生じることに行われます。（ただし、地方公共団体の議会の議員では法第34条第2項の規定に

より、補欠選挙の発生の事由が在任する議員の任期満了前六ヶ月以内に生じた場合については、補欠選挙は行われないうなど、例外的な規定もあります。)

今年度行われた大阪府議会議員東大阪市選挙区補欠選挙については、当該選挙区の定数7名のうち1名欠員の状態であったところ、同選挙区の議員1名が異なる選挙に立候補し議員を辞職したものとみなされ、欠員が2名となったため、補欠選挙の事由が生じたものです。

また、衆議院小選挙区大阪府第9区選挙区補欠選挙については、現職議員の死亡により欠員が生じたため、補欠選挙の事由が生じたところでは、

これら補欠選挙の選挙期日については、地方公共団体の議会の議員の場合、法34条第1項において事由発生日から50日以内と定められていますが、このような欠員が生じた場合においては、同条第4項の読み替え規定により、選挙管理委員会が議長からの通知を受領した日から50日以内に行うこととなります。したがって、大阪府議会議員東大阪市選挙区補欠選挙の場合、2人目の欠員通知を受領した6月24日から50日以内の8月6日を選挙期日として設定したものです。一方で、衆議院小選挙区選出議員については、法第33条の2第2項により事由発生日ごとに選挙期日が定められています。今回の大阪府第9区のケースではその事由発生日が3月16日から9月15日の間であったので、自動的に10月第4日曜日である10月22日が選挙期日となったものです。

また、地方公共団体の議会の議員の補欠選挙では、上記の欠員数に達していなくても補欠選挙を行うケースがあります。いわゆる「便乗補欠選挙」と呼ばれるケースですが、当該地方公共団体で首長選挙等の他の選挙が行われる場合においては、議会の欠員数がまだ補欠選挙を行うまでに至っていても、首長選挙等に合わせて議員の補欠選挙を行うというものです。この「便乗補欠選挙」ですが、市町村の議会の議員の場合、法第113条第3項によって、法第111条の規定による議員の欠員通知が首長選挙等当該地方公共団体の他の選挙期日の告示日の10日以内に到達した場合は、行うことができないことに留意する必要があります。この規定については、便乗さ

れる選挙期日の告示日の10日以内に初めて議員の欠員が生じたときは補欠選挙を行わないという規定であり、告示日の10日より前において既に欠員が生じ、便乗補欠選挙の実施が決定している場合、告示日の10日以内に新たに欠員が生じた場合はその数を加えて便乗補欠選挙の実施を行わなければならないので、注意が必要です。

最近、実際にこの規定の解釈を誤り、告示日の10日以内に新たに発生した欠員を加えないで、告示日の10日前より生じた欠員数のみを被選挙数として便乗補欠選挙を行ったことについて選挙無効の争訟に及んでいる事例が他の都道府県の市町村にありましたので、市町村選挙管理委員会においては十分注意する必要があります。

なお、補欠選挙により、当選した議員の任期は前任者の残任期間になります。

その他、今年4月に現職議員の選挙区を決めるくじの結果によって補欠選挙の執行の有無が決まるという事例がありましたのでご紹介します。

平成18年4月1日に堺市が政令指定都市に移行されたことに伴い、大阪府議会に係る堺市の選挙区が行政区ごとに設置されたことに伴い、堺市選出現職議員の所属選挙区を決定する手続きが施行令第6条の規定に基づき、くじで行われました。

都道府県議会の議員の選挙区については、法第15条第1項の規定により、郡又は市の区域によることが原則とされています。また、政令指定都市については、施行令第141条の2により行政区を市とみなして選挙区を設定することが原則となっており、堺市では、堺区、中区、東区、西区、南区、北区、美原区の7つの行政区が設けられましたので原則に従うと7つの選挙区ができることとなります。

しかしながら、法第15条第2項において郡、市及び行政区の人口が都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもって除して得た数(議員1人当たりの人口)の半数に達しないときは、条例により強制的に隣接する郡、市又は行政区の区域と合わせて一つの選挙区を設けなければならないと規定されています。美原区の人口は、議員1人あたりの人口の半数に達していなかったため、この規定に従い

美原区と隣接する東区が合区して1つの選挙区を設置することとなりました。

堺市が政令指定都市に移行する以前は、堺市を一つの選挙区として定数10名とされていましたが、移行後においては、堺区選挙区に2名、中区選挙区に1名、東区及び美原区選挙区に1名、西区選挙区に2名、南区選挙区に2名、北区選挙区に2名と変更されました。

以上のように、堺市の政令指定都市移行に伴う選挙区が決定されましたので、次に堺市選出職議員9名（平成18年4月時点においては1名欠員あり）の所属選挙区を決める必要があります。なぜ、所属選挙区を決めるかという点、上述のとおり法第113条において、定数が2人以上の選挙区では欠員2人以上になったとき、定数が1人の選挙区では欠員が生じたときに補欠選挙を行う必要があるという規定が設けられていることから、あらかじめ、現任議員9名の属する選挙区を決めておかなければ、補欠選挙の有無や、いずれの選挙区において補欠選挙を行う必要があるか否かが判断できないためです。

所属選挙区を決める手続きについては、施行令第6条において規定されているとおり、まず各議員の住所を優先して所属選挙区を決定した後、議員の人数がその選挙区の定数を上回るときはくじで定めることとなります。

各議員の所属選挙区は、くじを行うこととした平成18年4月6日時点の住所に基づき決定し、その結果、堺区、中区、北区の各選挙区についてはそれぞれの区に住所を有する議員と各選挙区の定数が一致していましたので、くじを行うことなく決まりました。しかしながら、東区及び美原区選挙区は定数1であるところ、両区に住所を有する議員は存在せず、一方で定数2である西区選挙区に住所を有する議員は3名いました。また定数2である南区選挙区については、南区選挙区に住所を有する議員が1名でしたので、定数が1名足りない状態となりました。

したがって、まず西区に住所を有する3名の議員の中から西区を所属選挙区とする議員2名をくじで決め、次に、所属選挙区が西区選挙区とならなかった議員1名について、定数に達していない東区及び

美原区選挙区又は南区選挙区のいずれを所属選挙区とするかをくじで決める必要がありました。

このくじにより、所属選挙区が西区選挙区とならなかった議員が2回目に実施するくじにより南区選挙区を所属選挙区とすることとなった場合は、東区及び美原区選挙区に所属する議員はいなくなるため、法第34条第1項に基づき、所属選挙区決定の日から50日以内に東区及び美原区選挙区で補欠選挙を行う必要があったところです。

なお、実際のくじの結果、所属選挙区が西区選挙区とならなかった議員は東区及び美原区選挙区を所属選挙区とすることとなったため、補欠選挙を行う必要は生じませんでした。

補欠選挙が行われるケースとしては議員の死亡、被選挙権の喪失、または異なる選挙に立候補したために辞職したとみなされたことなどにより欠員が生じたという場合が多く、堺市の事例のようにくじの結果により補欠選挙の執行の有無が決定されることは極めて稀なケースだと言えるでしょう。また補欠選挙以外でも選挙争訟の結果によって選挙が無効とされるケースもあるなど、選挙が行われる事由は様々であり、いずれも突発的に選挙が生じるものです。

選挙管理委員会としては、いつ選挙が行われる事由が発生しても対応できるよう、常日頃から制度の熟知に努め、適正な選挙の管理執行に努めていくことが必要であるといえます。

（大阪府総務部市町村課選挙グループ）